

電気通信番号に関する最近の動向

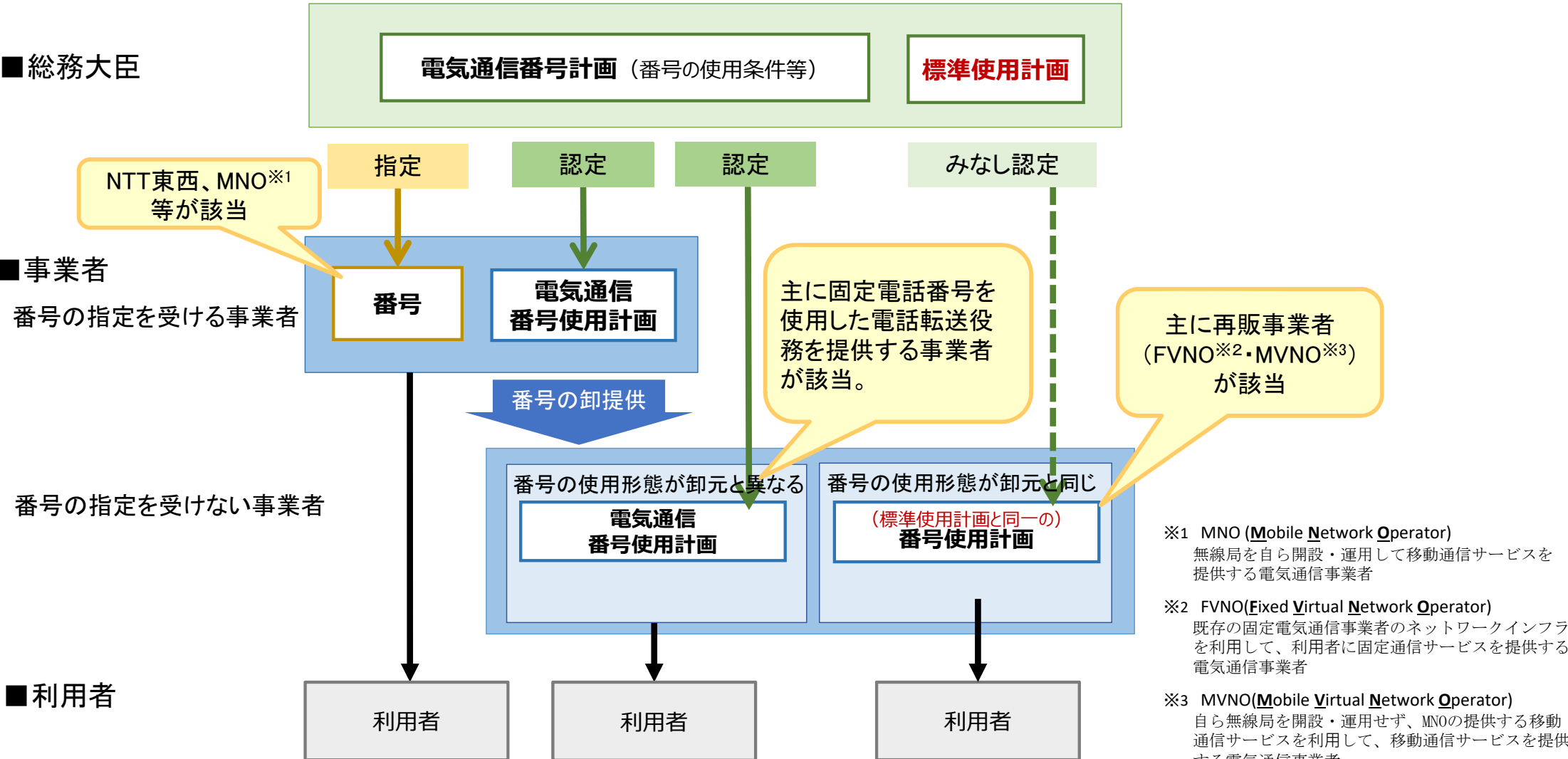
令和4年1月28日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
電気通信技術システム課番号企画室

電気通信番号制度の概要

令和元年に施行された新たな電気通信番号制度により、電気通信番号を使用する**全ての電気通信事業者**（**自らが番号の指定を受けて使用する者・自らは指定を受けないが番号を使用する者**）は、**電気通信番号使用計画の認定を受ける必要がある**。

総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた**電気通信番号計画を公示する**。



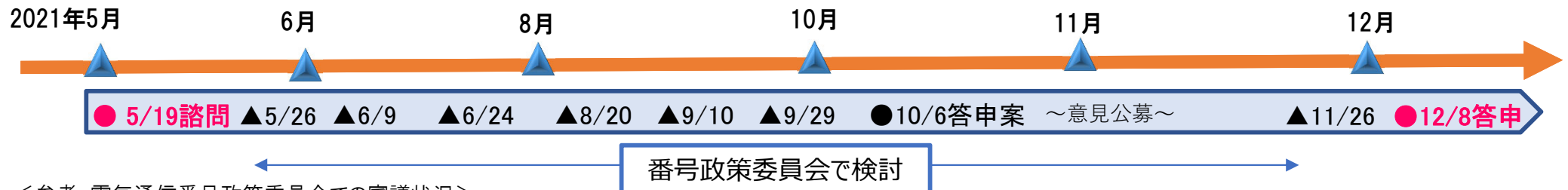
< 諮問名 >

デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方

< 検討課題 >

- **音声伝送携帯電話番号 (090/080/070※)の指定の在り方等の検討** ※現在MNOのみに指定
 - ・MVNO等への番号指定の可否の検討
 - ・MVNO等への番号指定の条件の検討
 - ・上記に関連した検討 (MVNO等への番号の指定単位、音声伝送携帯電話番号の060番号への拡大、020番号の指定の条件等)
- **固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討 (H30情通審答申のフォローアップ)**
 - ・電話転送サービスを巡る現状と今後の動向の整理
 - ・電話転送サービスの番号使用条件の見直し・明確化等の検討
 - ・不適正な利用実態等を踏まえた今後の電気通信番号制度の在り方

< スケジュール >



< 参考 電気通信番号政策委員会での審議状況 >

- ・審議開始 5/26
- ・関係者ヒアリング① 6/9 MVNO委員会、日本通信、CATV連盟、HISモバイル、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、NTT東西
- ・関係者ヒアリング② 6/24 日本ユニファイド通信事業者協会 (JUSA)、KDDI、ソフトバンク、NTTコミュニケーションズ、まほろば工房、三通テレコム、マイクロソフト
- ・論点整理① 8/20 音声伝送携帯電話番号 (090/080/070)の指定の在り方等の検討
- ・論点整理② 9/10 固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討
- ・報告書案 9/29
- ・意見公募結果の反映 11/26

<電気通信番号の使用の条件等>

● 電気通信番号使用の条件は、現行の条件を維持する。「電話転送役務の定義」は実態を踏まえて見直す。

	条件等の概要	要望等	検討結果
①緊急通報の取扱い	・発信転送) 誤認を生じさせる 緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずる	・代替措置を講じることによる利用者の負担増あり ・諸外国をみても日本だけが当該条件あり。 ・将来的に緊急通報機関との意見交換を望む。	・ 条件維持
②本人確認及び拠点確認	・最終利用者の 本人確認を行う ・最終利用者の 活動の拠点が番号区画内に存在することの確認を行う	・なし	・ 条件維持
③拠点への設備設置確認	・ 固定端末系伝送路設備の一端が番号区画内の最終利用者の活動の拠点に設置されていることの確認を行う (※)	・なし	・ 条件維持
④品質確認	・ 050IP電話の品質又はこれと同程度の品質を確保する。品質を満たさない旨を着信者に通知する措置を講じる場合は適用除外。	・識別音の挿入は相応の開発費がかかる。 ・品質確保の例外手段と認識されず、通話遮断による利用者からのクレームもある。 ・諸外国をみても日本だけが当該条件あり。 ・識別音の条件を見直し、利用者周知で代替すべき。	・ 条件維持 〔有料で提供する以上、最低限の品質は確保すべき。最近ではインターネット経由でも050 IP電話相当の品質を確保できる場合も多い。事業者として品質をモニターすべき。〕
電話転送の定義	・利用者の端末設備に着信することが要件	・特になし	・ 定義見直し

(※) DC(データセンタ)等への設備設置については、最終利用者が認知している場所(DC等)に固定電話の責任分界点(ポート等)が設定されていて、かつ当該場所において端末設備を接続して転送によらない固定電話サービスを利用できる状態にある場合は本条件を満たすものとして運用。

<識別音の条件>

- ① 特定総合品質又はこれと同程度の音声伝送に関する品質を満たしていることの確認が行われていること。
- ② 発信転送を行う機能を提供する場合であって、**品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を着信者へ通知するために必要な措置**、又は当該発信転送に係る発信元の電気通信番号を通知しないこととするために**必要な措置が講じられているときは、①は適用しない。**
- ③ 着信転送を行う機能を提供する場合であって、**品質に係る規定を満たすことを確認していない旨を発信者へ通知するために必要な措置が講じられているときは、①は適用しない。**

<不適正利用対応>

- 制度運用の適正・厳格化、行政・事業者連絡会の設置、卸役務等におけるルール化の検討、周知広報の充実等に取り組む。

■ 特殊詐欺防止の取組

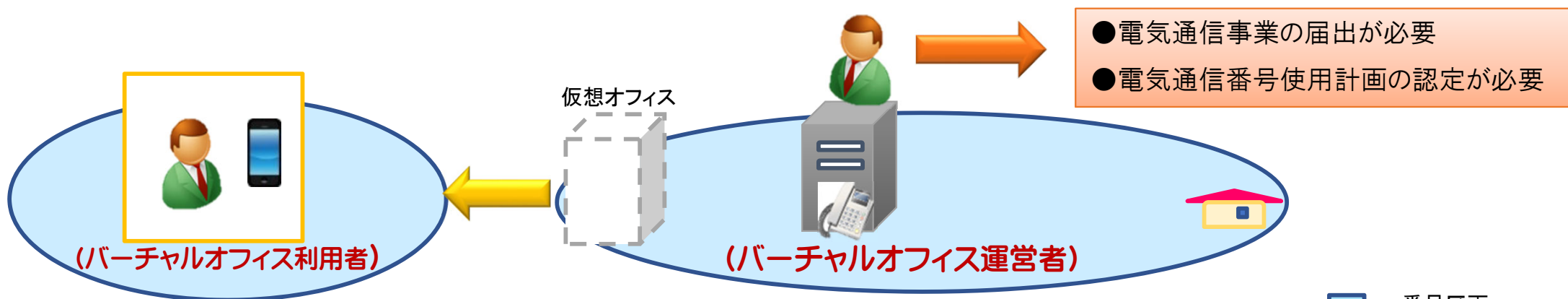
- 「オレオレ詐欺等対策プラン」(令和元年9月)に基づく政府全体としての取組
 - ・ 犯罪に利用された固定電話番号の利用を停止する措置の実施 等
- 特殊詐欺による被害防止に資する事業者等の取組(端末機器の通話録音機能の提供等)



関係省庁等と連携しつつ
引き続き対応を継続

■ 電気通信番号制度における不適正利用防止に資する取組・対応 下線部は事業者からの要望等

- 制度運用の適正化
 - ・ 電気通信番号使用計画の認定を受けずに電話転送役務を提供する事業者等への指導等の強化
 - ・ 電話転送役務に関する問題事例の発生への対応や諸課題を検討する「行政・電気通信事業者等による連絡会」の設置
- 卸電気通信役務等の提供におけるルール化の検討
 - ・ 固定電話役務、電話転送役務の卸提供を行う際、一定の対応を行うことのルール化を検討
 - ①卸元が卸先に対して法令に基づく対応の遵守を周知、②卸先が再卸する場合に卸元の承諾を得ること等
- 周知・広報等の充実
 - ・ 電話転送役務を提供する事業者が総務大臣の認定を受けていることを利用者等に分かりやすくし、認定を受けずに役務提供する事業者との差別化・可視化を図るなどのため、認定事業者名等を総務省が公表する。
- バーチャルオフィスへの制度適用の明確化等
 - ・ 拠点の確認等、番号の使用条件を満たさずに固定電話番号を使用した電話転送役務を提供する事例が指摘されている。制度の適用関係を明確化しつつ、適用の厳格化に向けた取組を行う。



- 住所貸し
例 東京都千代田区霞が関・・・
- 電話転送サービスの提供(固定電話番号貸与)
例 03-XXXX-YYYY
- 郵便物の転送サービスの提供 等

バーチャルオフィス ≠ 活動の拠点

答申（バーチャルオフィス関連の抜粋）

総務省において、電気通信番号使用計画の認定の申請に関する手引きを改正するなどにより、バーチャルオフィス等の運営者・最終利用者に対する固定電話番号を使用した電話転送役務の提供に係る電気通信番号の使用に関する条件の適用関係について、分かりやすく整理の上、公表すべきである。

加えて、既に提供されているバーチャルオフィス等の運営者による固定電話番号を使用した電話転送役務に関し、電気通信番号の使用に関する条件を満たさない最終利用者が存在する場合、当該最終利用者において適正な電気通信番号の利用となるよう、関係事業者等とも連携しつつ、制度の厳格な運用を図るべきである。

1. 目的

令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」等を踏まえ、電話番号・電話転送サービス等に関する諸課題の改善や業界の健全な発展に向けて、行政、業界団体、電気通信事業者等の関係者が、必要な情報共有を行うとともに、連携して不適正利用の防止に取り組むことを目的とする。

2. 主な取扱事項

- (1) 電気通信番号使用計画の認定状況の公表を踏まえた適切な事業者間取引の推進
- (2) 不適正利用を助長する電気通信事業者に関する情報共有
- (3) 電話番号・電話転送サービス等の卸契約及び大口利用契約の取引ルール
- (4) 電話転送サービス事業等におけるマネー・ロンダリング対策等
- (5) 安心して利用できるようにするための利用者への周知・広報
- (6) 電話転送サービス等の今後の動向

3. その他

- ・会議は原則非公開とする。ただし、議事要旨及び資料は原則として事後に公開する。
- ・本連絡会での検討を踏まえ、令和4年夏頃を目途に必要な制度見直しを行う。

<業界団体>

- ・一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会(JUSA)
- ・一般社団法人 電気通信事業者協会(TCA)

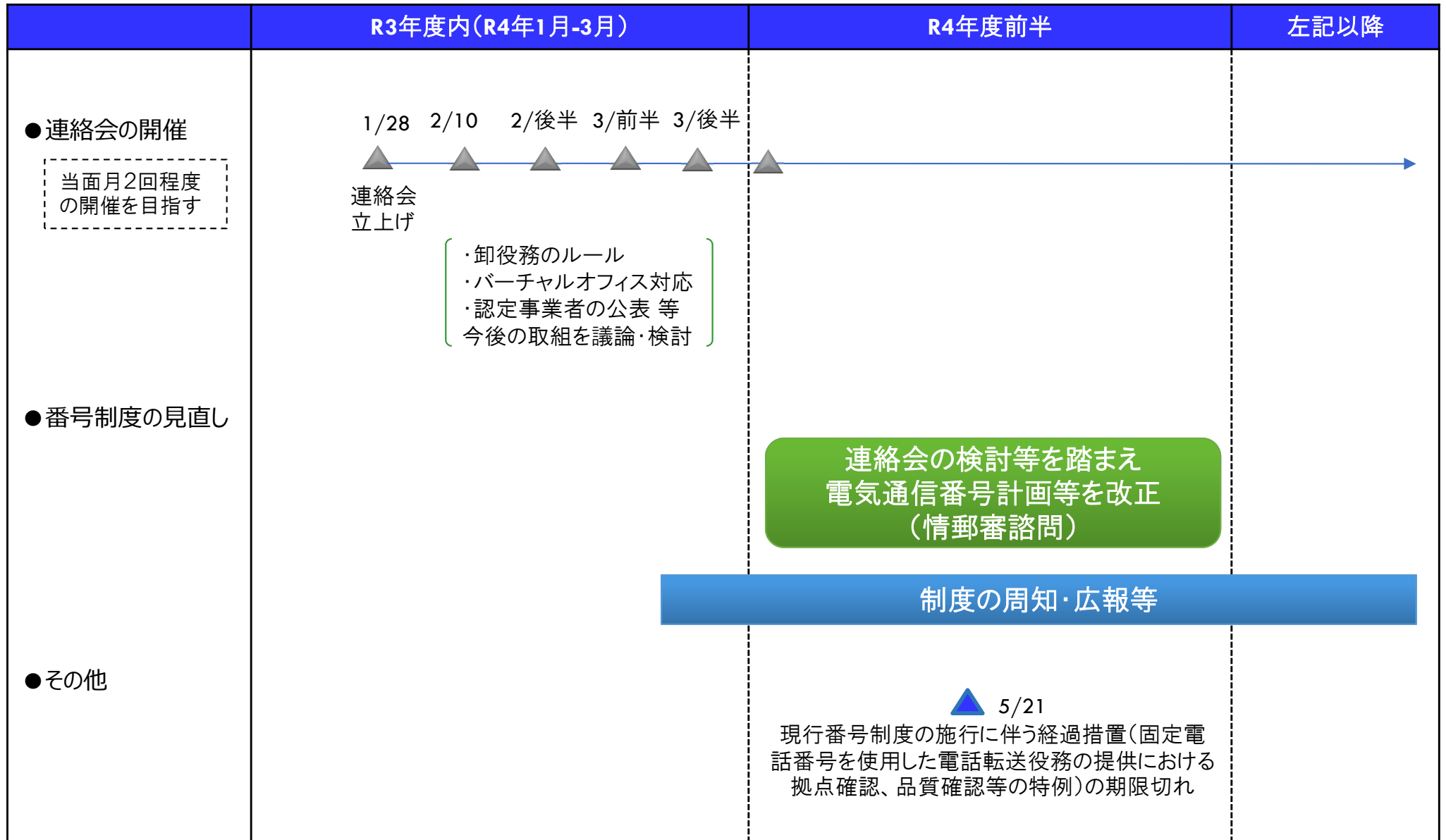
<電気通信事業者>

- ・東日本電信電話株式会社
- ・西日本電信電話株式会社
- ・株式会社NTTドコモ
- ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・楽天モバイル株式会社
- ・楽天コミュニケーションズ株式会社

<行政>

- ・総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室（★庶務）
- ・総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

※ 議事に応じて必要があるときは、関係行政機関、有識者その他の関係者を招請することができる。



①全般

関係者ヒアリングにおいて、固定電話番号を使用した電話転送役務を提供しているにもかかわらず、電気通信番号使用計画の認定を受けていない者が存在し、こうした者に対する検挙・指導を進めるべきとの意見があった。総務省においても、認定を受けていない者への指導等をこれまで行っているが、制度運用の安定性・適切性を確保し、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備していく観点から、こうした者に対する指導等の取組を一層充実させていくことが重要と考えられる。

このような取組を進めていく上で、その実効性を確保するため、日頃から行政、電気通信事業者等が情報共有を行い、問題事例が生じた場合の対応方策をはじめ、諸課題の改善に向けて連携して取組を進めていくことを目的として、関係者による連絡会のような組織を設置することが適当である。

また、電話転送役務に係る電気通信番号制度について、利用者・事業者の双方の理解が深まるよう取り組むことが、不適正利用の防止に資すると考えられ、適切に周知・広報を行っていくことが重要と考えられる。

このため、総務省において、今後も電話転送役務に係る電気通信番号制度の一層の周知・広報に努めるとともに、利用者がより安心して電話転送役務を利用することができるようにするため、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名等を公表することなどについて、検討することが適当である。これにより、電気通信事業者間での数次卸等の取引においても、相手方が電気通信番号制度に関して必要な手続きを受けているかを確認することで、一定の信頼性が生まれることになると考えられる。

なお、経過措置については、現状、その適用を受けた電気通信事業者からは期限までに何らかの対応を行うことが示されており、役割を終えることになると認められることから、予定どおり現行制度の施行後3年経過をもって措置期間を終了し、特例的に許容されてきた事項については廃止の方向とすることが適当である。

②卸電気通信役務等の提供におけるルール化

現状、固定電話役務や電話転送役務の卸提供が行われており、関係者ヒアリングにおいても、これに起因する不適正利用の問題点が指摘されている。不適正利用の1つの実態を明らかにしたものとして、「元請け再販事業者が転売した二次、三次の再販事業者から(番号を)入手」との報道もされている。このため、固定電話役務等の卸電気通信役務の提供を行う際に、電気通信事業者間において、不適正利用の防止に資する対応を検討していくことが重要と考えられる。

この点、固定電話役務や電話転送役務に係る卸提供に際し、再販契約書において、卸先事業者に対し、関係法令に基づく必要な対応を遵守することや、更なる再販売する場合に、事前に卸元事業者に承諾を得ること定めている事例がある。悪質な事業者を想定して、その効果を疑問視する意見もあるものの、こうした卸電気通信役務の提供における卸元事業者に求められる事項について、ルール化を検討していくことが適当である。

また、固定電話回線を利用者約款により契約して、当該固定電話回線により電話転送役務を提供したり、再販売したりすることも可能である。この場合であっても、電気通信事業の届出や電気通信番号使用計画の認定の申請等が必要であり、関係法令が遵守されることが重要である。こうした利用者約款により契約が行われる場合(例えば、大量に固定電話回線を契約する場合など一定の場合に限る。)にも、卸提供が行われる場合と同様のルール化を検討していくことが適当である。